



お知らせ

令和8年3月の労務単価の改定に伴い、
令和8年2月28日以前に契約した工事については、
契約約款第26条第6項（インフレスライド条項）
に基づく対応が可能となる場合があります。

$$\text{スライド額} = [P2 - P1 - (P1 \times 1/100)]$$

(ただし、 $P2 > P1$)

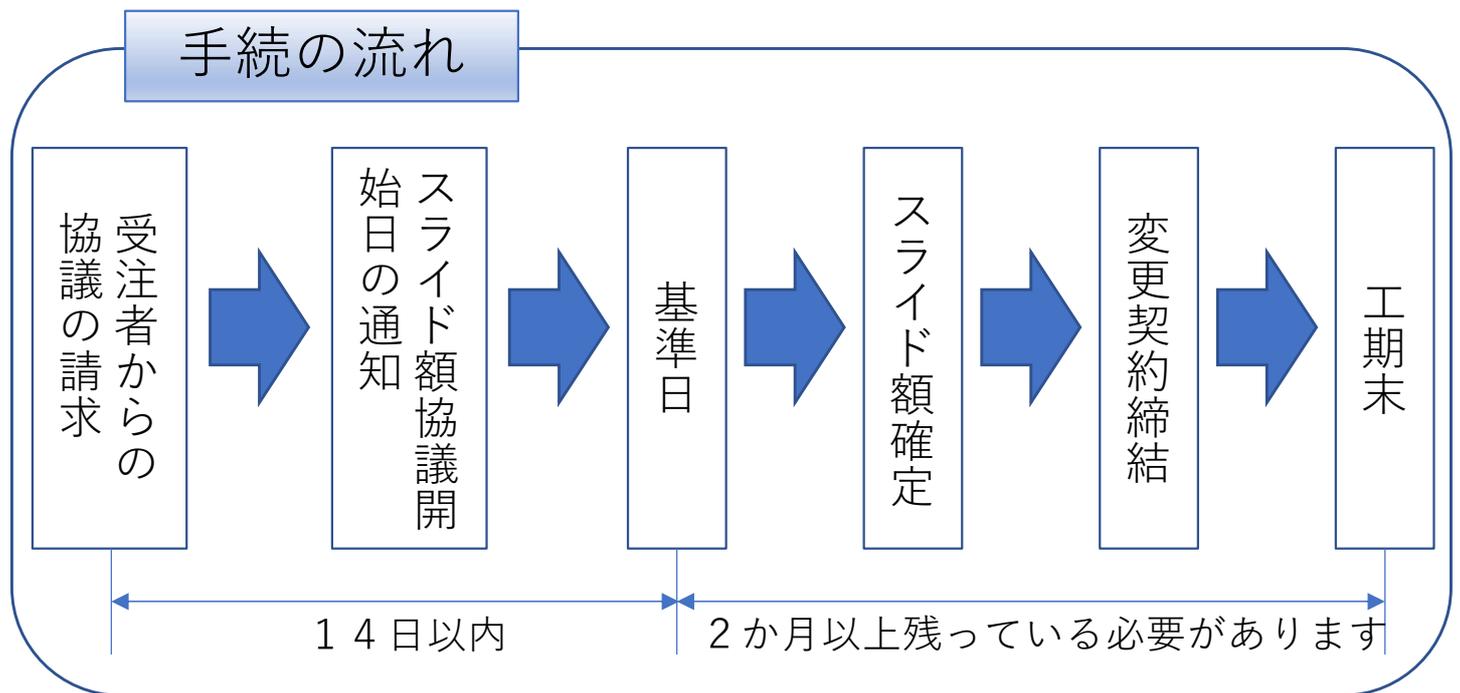
P1：変動前残工事代金額（請負代金額から基準日における出来形数量に相応する請負代金額を控除した額）

$$P1 = \text{変動前残工事の工事価格} \times \text{落札率} \times (1 + \text{消費税率等})$$

P2：変動後残工事代金額（変動後（基準日）の賃金又は物価等を基礎として算出した（P1）に相当する額）

$$P2 = \text{変動後残工事の工事価格} \times \text{落札率} \times (1 + \text{消費税率等})$$

手続の流れ



他にも、資材等が高騰した場合（インフレ又は単品スライド）や長期にわたり賃金又は物価が変動した場合（全体スライド）についても契約約款第26条に基づく対応が可能な場合がありますので、下記まで気軽にお問い合わせください。

■お問合せ先■

スライドについて：入札課企画・公共調達改革担当

TEL 048-830-2723

E-mail a2720-02@pref.saitama.lg.jp

具体的な請求方法等について：各発注機関